

3 緑第 251 号
令和 3 年 6 月 8 日

事業者の皆様

岡崎市長

籠田公園の利用申請について（通知）

平素は本市公園緑地行政に御理解と御協力賜り、厚くお礼申し上げます。

籠田公園に多くの関心及び出店いただき、ありがとうございます。さて、現在、籠田公園に多くの方に出店していただいております。通常、1 日 2 店舗までの出店とさせていただきます。

出店日をあらかじめ調整させていただくため、今後の申請については下記のとおりとさせていただきますので、御理解と御協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 申請は前の月の 15 日までとします。（15 日が閉庁日の場合は、翌開庁日）
15 日までに申請された分で出店日を調整します。
- 2 18 日まで調整期間とし、15 日までに申請できなかった場合には、19 日以降に申請してください。
- 3 申請は、出来るだけ 1 枚にまとめていただくようお願いします。
- 4 公園の南側に出店する場合は、南から北までの吹き抜けを作るため、別紙のと通りの配置とします。

（担当：都市基盤部公園緑地課 公園活用係 TEL0564-23-7406）

(別紙)

公園南側に出店する際は、赤枠の通り、内側を向くように配置し、公園の南から北まで吹き抜けが出来るようにしてください。

